須賀川市児童クラブのきまり

1 送 迎

- 保護者の就労時間に合わせて、開館時間中に必ずクラブ館の入口まで来てください(支援員と対面での引き渡しをお願いします)。
- 送迎は学校・クラブのルールを遵守してください。

2 昼食・おやつ

- 学校給食が行われないときは、各自弁当、水筒を持参してください。
- クラブを欠席した場合、おやつの提供はありません。アレルギー対応が必要な場合、おやつの持参を お願いする場合があります。

3 健康管理

- 児童が体調不良などの場合は、早急なお迎えを依頼することがあります。
- 感染症などの病気になった場合は、完治するまで(次の登校日まで)クラブを利用できません。(小学校で所属される学級が学級閉鎖、学年閉鎖などになった場合も次の登校日まで利用できません。)
- 4 利用承認の取り消し 次の場合、利用承認を取り消すことがあります。
 - 児童クラブの利用対象児童でなくなった場合
 - 申込書類に虚偽の記載があった場合
 - 児童が、正当な理由なく1か月以上利用しない場合
 - 児童が、疾病、不良行為などにより利用の対象として不適当であると認める場合
 - (例) 児童の送迎時間を守らない場合

児童または保護者が、「支援員の指導に何度も従わない」、「支援員・他の児童への暴力・迷惑 行為」、「施設・備品などの損壊などを行う」などクラブの管理・運営に支障を及ぼす場合

5 その他

- 宿題をするように見守りや声かけを行いますが、学習指導は行いません。
- 施設や備品などの損壊や他人に怪我などをさせた場合、費用は保護者負担です。
- 児童のクラブでの生活状況について、保護者面談を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 他にも児童の安全のための「きまりごと」は多くあります。説明会や掲示物などで、随時お知らせしますので、ご確認ください。安全なクラブ利用のためには、保護者と支援員の協力が不可欠です。保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。
 - クラブは留守家庭児童を対象とした事業です。仕事が休みの日などで保護者が在宅のとき(在宅勤務・テレワークを除く)は、クラブは利用できません。